

News Release

令和 2 年 1 月実施の仕組改訂等について ～自動車共済の保障を拡充！～

JA 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、令和 2 年 1 月 1 日より、組合員・利用者の皆さまのニーズに即した保障提供を実現するため、自動車共済の仕組改訂等を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内いたします。

I. 仕組改訂等

1. 仕組改訂の全体像

農業・自動車分野を取り巻く環境が急速に変化している状況を踏まえ、農業者向けの保障拡充を行うとともに、組合員・利用者のニーズが高い保障の新設や万が一に備えた保障拡充を行います。

(1) 農業者向け保障拡充	(2) ニーズが高い保障の新設・万が一に備えた保障拡充
①借用農地内等の農業施設への対物事故の保障対象化 ②その他 ア 車両諸費用保障特約における積載動産損害共済金額の拡充 イ 季節農業用自動車保障特約における自賠償下積み保障の追加	①車両新価保障特約の新設 ②被害者救済費用保障特則の新設・車両無過失事故に関する取扱いの改訂 ③その他 ア 対物賠償責任条項における費用保障の拡充 イ 試験使用中事故免責の緩和 ウ 車両諸費用保障特約における帰宅等費用共済金の範囲拡充 エ 弁護士費用保障特約における引受制限の廃止 オ 同性パートナー対応 等

2. 仕組改訂の内容

(1) 農業者向け保障拡充

① 借用農地内等の農業施設への対物事故の保障対象化

他人の財物を破損等した場合に生じる法律上の損害賠償責任を保障する「対物賠償責任条項」において、借用した農地や道具で営農が行われている実態を踏まえ、破損等した財物が、被共済者等の使用または管理（借用）する農業用動産・不動産^(注)に該当する場合は保障対象とします。

(注) 農業の用途に使用される動産・不動産であれば、トラクター等の自動車から手持ちの草刈機（刈払機）まで種類の制限なく保障します。

② その他

ア 車両諸費用保障特約における積載動産損害共済金額の拡大

農業法人の増加や農業の6次産業化の進展によって、多量かつ高価な農産物や加工品の運搬がご契約のお車でなされた場合に、十分な保障提供を図るため、ご契約のお車に積載している動産が被った損害を保障する車両諸費用保障特約の積載動産損害保障について、その共済金額を現行の30万円から200万円に拡大します。

イ 季節農業用自動車保障特約における自賠責下積み保障の追加

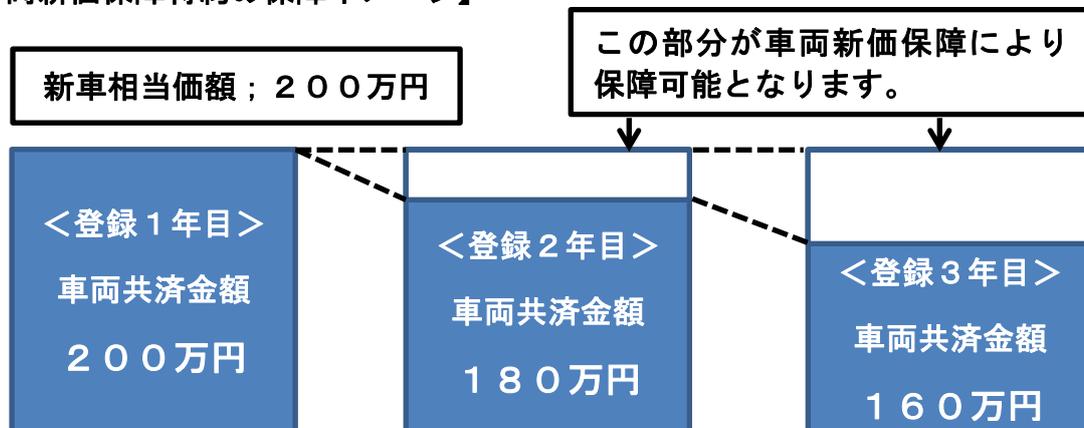
記名被共済者等が所有する対象農業用自動車に対人事故を起こし、その対象農業用自動車自賠責共済等に未加入であった場合、自賠責共済等で支払われるべき金額を含めて、対人賠償共済金を支払います。

(2) ニーズが高い保障の新設・万が一に備えた保障拡充

① 車両新価保障特約の新設

被共済自動車に生じた車両損害について、現行は車両条項で時価額を基準とした保障提供を原則としていますが、新車買替えニーズへの対応を図るため、車両新価保障特約を新設します。

【車両新価保障特約の保障イメージ】



② 被害者救済費用保障特約の新設

自動運転技術等の普及により新たに発生するリスクに対応するため、ご契

約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故や物損事故が発生した場合で、運転者等の被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者等を救済するために支出した費用について共済金をお支払いする被害者救済費用保障特則を新設します。

③ その他

ア 対物賠償責任条項における費用保障の拡充

- (ア) ご契約のお車から落下した積載動産を道路等から取片づけるために支出した費用について「落下物取片づけ費用」として保障します。
- (イ) 車両火災により道路等に損害を与えた場合で、失火責任法により被共済者に法律上の損害賠償責任が生じないときであって、道路管理者等から原因者負担金を請求された際に負担する費用について「原因者負担費用」として保障します。

イ 試験使用中事故免責の緩和

農業用自動車の自動走行システムの開発が進展する環境下において、農業用自動車の試験走行や走行実験に対応可能となるよう改訂します。

ウ 車両諸費用保障特約における帰宅等費用共済金の範囲拡充

自然災害の発生等による公共交通機関の運休等、正当な理由がある場合には、車両損害の発生から24時間を超える場合であっても帰宅等費用共済金を支払います。

エ 弁護士費用保障特約における引受等級範囲の拡充

弁護士費用保障特約について、すべての等級で引受可能とします。

オ 同性パートナー対応

昨今の社会情勢を踏まえ、自動車共済約款における配偶者の定義を変更し、同性パートナーを内縁の配偶者と同様に扱います。

3. レッカー・ロードサービスのご利用に際しての変更点

(1) 同性パートナー対応

自動車共済約款における配偶者の定義が変更となり、同性パートナーを含めることとなったことから、レッカー・ロードサービスをご利用する際も同様の取扱いとします。

※当該取扱いは、令和2年1月1日以降を始期日とするご契約に適用されます。

(2) 試験使用中の有責化に伴うサービス提供

仕組改訂における試験使用中事故の有責化と同様の取扱いとなるよう「サービスの対象外となる場合」の条件を見直します。

この見直しにより、公道試験や農家所有の農地等で試験使用していた場合に発生したトラブル（事故・故障）でもサービス提供が可能となります。

※当該見直しは、令和2年1月1日以降、すべてのご契約に適用されます。

II. 共済掛金率変更

1. 共済掛金率変更の内容

(1) 自家用軽乗用車の型式別掛金クラスの導入

型式ごとに異なるリスク実態を掛金へ反映するため、自家用軽乗用車について、型式ごとの保険・共済成績（損害率）に応じて共済掛金を3クラスに区分する型式別掛金クラスを導入します。

現行		クラス	掛金率
クラスなし	▶	1	安
		2	↓
		3	高

(2) 自家用軽乗用車のASV割引の適用条件変更

自家用軽乗用車に型式別掛金クラスを導入したことに伴い、ASV割引の対象型式について、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車と同様に、「発売後約3年以内^(注)の型式」に限定します。（販売後約3年以降の型式には、型式別掛金クラスにAEB装置によるリスク軽減効果が反映されます。）

（注）「発売後約3年以内」とは型式が発売された年度に3を加算した年（暦年）の12月末までの期間をいいます。

(3) 型式別掛金クラスの細分化

型式ごとに異なるリスク実態を掛金へ反映するため、自家用普通・小型乗用車の型式別掛金クラスについて、現行の9クラスから17クラスへ細分化します。

現行	1	2	3	4	5	6	7	8	9								
↓																	
変更後	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

※太枠内は同じ掛金率の掛金クラスです。

(4) 新車割引の拡大

新車割引が適用できる期間を、共済期間の初日が初度登録後49か月以内に拡大します（現行は13か月以内）。

(5) その他

- ① 新規契約に適用する等級（6、7等級新規）の割増・割引率について、運転者年齢条件区分を廃止します。
- ② 車両共済金額別共済掛金率の見直しを行います。

以上